

習志野市避難行動要支援者名簿の共有に関する覚書

習志野市（以下「甲」という。）と自主防災組織（以下「乙」という。）とは、甲が保有する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を乙に共有するにあたり、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、習志野市避難行動要支援者支援事業実施要領（以下、「要領」という。）に基づき、自主防災組織に対し、名簿を提供する際に必要な事項を定めるものとする。

（避難行動要支援者への支援実施）

第2条 乙は、甲から共有を受けた名簿により、要領第6条に規定する支援等を実施するための体制構築に努めるものとする。

（名簿の情報）

第3条 名簿の情報は、甲が要領に定める自主防災組織である乙に対し、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の個人情報を提供することについて書面により同意した者の次の情報とする。

- (1) 氏名、性別、年齢、住所及び電話番号
- (2) 避難方法・支援
- (3) その他（特記事項）

（名簿の共有方法）

第4条 甲から乙への名簿の提供は、紙に印字された文書の形式で提供する。

- 2 乙は、名簿の共有を希望するときは、習志野市避難行動要支援者名簿共有申請書（様式第1号）を甲に届け出するものとする。
- 3 乙は、名簿を受領したときは、習志野市避難行動要支援者名簿受領書（様式第2号）を甲に提出するものとする。
- 4 乙は、甲から共有された名簿をパーソナルコンピューター等により電子データ化してはならない。
- 5 甲は、年1回、乙に対して名簿を共有する。なお、名簿を更新するときは、既に共有した名簿の返却を確認後、新しい名簿を共有するものとする。

（名簿の共有を受ける地域の範囲）

第5条 乙が名簿の共有を受ける範囲は、乙が支援する対象地域の範囲内とする。

- 2 乙が名簿情報の共有を受ける範囲に変更が生じたときは、支援対象地域変更届（様式第3号）により速やかに甲に届け出るものとする。

（利用及び提供の制限）

第6条 乙は、名簿の情報を要支援者に対する支援活動の目的以外に利用し、又は他に正当な理由なく提供してはならない。

(名簿管理者)

第7条 乙は、名簿管理者を定め、名簿に記載されている個人情報の漏洩等、要支援者の権利利益を侵害することのないよう名簿の適正管理のために必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、名簿管理者を変更した場合には、名簿管理者変更届（様式第4号）により速やかに甲に届け出るものとする。

3 名簿管理者は、名簿の管理に関する状況を名簿使用状況管理簿（様式第5号）に記録し、名簿とともに備え置かなければならない。

(守秘義務等)

第8条 乙は、正当な理由なく、名簿に係る要支援者に関する知り得た情報を漏らしてはならない。

(名簿の複写及び複製の禁止)

第9条 乙は、名簿を複写し、又は複製してはならない。ただし、要支援者の支援活動のため、やむを得ず当該名簿を複写し、又は複製する場合は、必要最低限に行うものとする。

(研修)

第10条 名簿の共有を希望する自主防災組織等は甲が開催する「避難行動要支援者名簿管理」に関する研修会に必ず参加しなければならない。

(利用及び管理状況の報告及び検査)

第11条 甲は、名簿の利用及び管理状況について、必要に応じ報告を求めることができる。この場合において、乙は、書面又は口頭により速やかに報告するものとする。

2 甲は、乙の名簿の利用及び管理状況について、乙に事前に通知した上で検査することができる。この場合において、乙は、当該検査に協力するものとする。

(事故等の報告)

第12条 乙は、名簿の紛失、改ざん、漏洩等の事故が発生したときは、速やかに事故内容等について、口頭で第一報を報告し、その後、詳細を書面により甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙の故意又は重大な過失により、名簿の紛失、改ざん、漏洩等の事故が発生し、甲と要支援者又は法定代理人との間で紛争があった場合は、甲及び乙は誠意をもって対処するものとする。

2 要支援者が損害を受け、甲が当該損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(名簿の返還)

第14条 乙は、甲から名簿の提供を受ける必要がなくなったときには、速やかに甲に対し名簿を返却するものとする。

(覚書の解除)

第15条 甲は、乙が名簿の紛失、改ざん、漏洩等の事故を起こした場合で、明らかに乙の責に帰すべき事由があったときには、この覚書を解除し、名簿を返却させるものとする。

2 乙は、甲から返却の通知があったときには、速やかにこれに従わなければならない。

(有効期間)

第16条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに甲乙いずれからも覚書解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第17条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議するものとする。

上記の覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名または記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本泰介

乙 (住所)
(団体名)
(代表者名)